

## 優良木質建材等認証 規程類の改正について

優良木質建材等認証（AQ）では、平成28年11月1日付で規程類を改正いたしました。

### 1. 改正した規程類

- (1) 優良木質建材等品質性能評価基準

### 2. 主な改正内容

- (1) 既存品目「A-3 高耐久性機械プレカット部材-3」、「B-2 保存処理材-2」及び「C-4 防腐・防蟻処理構造用集成材-4」の指定薬剤の追加  
防腐・防蟻剤『アゾール・ピレスロイド化合物系（CYBI）』を指定薬剤に追加しました。
- (2) 既存品目「K-1 熱処理壁用製材」の対象樹種追加  
対象樹種にカラマツを追加しました。

（担当：認証部 佐野）

A-3 高耐久性機械プレカット部材-3 優良木質建材等品質性能評価基準 改正案新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前																																
<b>A-3 高耐久性機械プレカット部材-3</b>	<b>A-3 高耐久性機械プレカット部材-3</b>																																
<p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p>木造建築物の木造構造部分に係る構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)に使用する構造軸材製品(乾燥処理製材、集成材、単板積層材)で、継手又は仕口に機械プレカット加工が施され、土台、すみ柱及び最下階の外壁の柱に別途指定する薬剤で防腐・防蟻処理が施されているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プレカット加工後に薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施したもの。</li> <li>プレカット加工には金物工法用を含む。</li> </ul>	<p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p>木造建築物の木造構造部分に係る構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)に使用する構造軸材製品(乾燥処理製材、集成材、単板積層材)で、継手又は仕口に機械プレカット加工が施され、土台、すみ柱及び最下階の外壁の柱に別途指定する薬剤で防腐・防蟻処理が施されているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プレカット加工後に薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施したもの。</li> <li>プレカット加工には金物工法用を含む。</li> </ul>																																
指定薬剤	指定薬剤																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効成分</th> <th>AQ表示</th> <th>保存協会認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アゾール・非エステルピレスロイド化合物系</td> <td>エトフェンプロックス、シプロコナゾール</td> <td>AZE</td> <td>A-5307</td> </tr> <tr> <td>第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</td> <td>DDABC、イミダクロプリド</td> <td>IAAC</td> <td>A-5453</td> </tr> <tr> <td>アゾール・ピレスロイド化合物系</td> <td>シプロコナゾール、ピフェントリン</td> <td>CYBI</td> <td>A-5457</td> </tr> </tbody> </table>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会認定番号	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、シプロコナゾール	AZE	A-5307	第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5453	アゾール・ピレスロイド化合物系	シプロコナゾール、ピフェントリン	CYBI	A-5457	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効成分</th> <th>AQ表示</th> <th>保存協会認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アゾール・非エステルピレスロイド化合物系</td> <td>エトフェンプロックス、シプロコナゾール</td> <td>AZE</td> <td>A-5307</td> </tr> <tr> <td>第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</td> <td>DDABC、イミダクロプリド</td> <td>IAAC</td> <td>A-5453</td> </tr> <tr> <td><b>【新設】</b></td> <td><b>【新設】</b></td> <td><b>【新設】</b></td> <td><b>【新設】</b></td> </tr> </tbody> </table>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会認定番号	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、シプロコナゾール	AZE	A-5307	第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5453	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>
種類	有効成分	AQ表示	保存協会認定番号																														
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、シプロコナゾール	AZE	A-5307																														
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5453																														
アゾール・ピレスロイド化合物系	シプロコナゾール、ピフェントリン	CYBI	A-5457																														
種類	有効成分	AQ表示	保存協会認定番号																														
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、シプロコナゾール	AZE	A-5307																														
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5453																														
<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>																														
注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。	注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。																																
<p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>選別技術者(2名以上)</li> <li>建築士(1名以上)</li> <li>木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者(合格者)(1名以上)</li> <li>木材保存士(1名以上)ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。</li> </ol>	<p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>選別技術者(2名以上)</li> <li>建築士(1名以上)</li> <li>木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者(合格者)(1名以上)</li> <li>木材保存士(1名以上)ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。</li> </ol>																																
<p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防腐・防蟻処理試験 (防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材を使用する場合はAQマークで確認)</td> <td>2種及び3種</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 加工部材(加工部を除く)の欠点測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 加工部の欠点測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 加工部の加工精度測定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	性能区分	1 防腐・防蟻処理試験 (防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材を使用する場合はAQマークで確認)	2種及び3種	検査項目	性能区分	1 加工部材(加工部を除く)の欠点測定		2 加工部の欠点測定		3 加工部の加工精度測定		<p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防腐・防蟻処理試験 (防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材を使用する場合はAQマークで確認)</td> <td>2種及び3種</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 加工部材(加工部を除く)の欠点測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 加工部の欠点測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 加工部の加工精度測定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	性能区分	1 防腐・防蟻処理試験 (防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材を使用する場合はAQマークで確認)	2種及び3種	検査項目	性能区分	1 加工部材(加工部を除く)の欠点測定		2 加工部の欠点測定		3 加工部の加工精度測定									
試験項目	性能区分																																
1 防腐・防蟻処理試験 (防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材を使用する場合はAQマークで確認)	2種及び3種																																
検査項目	性能区分																																
1 加工部材(加工部を除く)の欠点測定																																	
2 加工部の欠点測定																																	
3 加工部の加工精度測定																																	
試験項目	性能区分																																
1 防腐・防蟻処理試験 (防腐・防蟻処理AQマーク品の集成材又は単板積層材を使用する場合はAQマークで確認)	2種及び3種																																
検査項目	性能区分																																
1 加工部材(加工部を除く)の欠点測定																																	
2 加工部の欠点測定																																	
3 加工部の加工精度測定																																	

4 加工部の位置測定	
5 含水率測定	

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験
試験片の作製	1. 試料の数 薬剤の種類ごとに、土台及びその他主要部材 1 種類について 2 本ずつ抽出する。(切断法による。) 2. 試料の採取 各試料材の長さの中央付近から、試料材の厚さ及び幅が同寸法で 5mm 以上の長さの試験片 1 個を作製する。 3. 吸収量試験試料の調整 深さ 10mm、幅 5mm、長さ 20mm の木片を細かく砕いて混ぜ合わせ 1g を分析試料とする。
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。
判定基準	浸潤度：別に定める基準による。(別表 1) 吸収量：別に定める基準による。(別表 2)
備考	1. 土台、その他所定の部材に適用する。

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

	樹種区分	浸潤度
2 種	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
3 種	耐久性 D <sub>1</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 20%以上
	耐久性 D <sub>2</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上

心材の耐久性区分

心材の耐久性区分	樹種	
	針葉樹	広葉樹
D <sub>1</sub>	ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパイン	ケヤキ、クリ、クヌギ、ミズナラ、カプール、セラングンバツ、アピトン、ケンパス、ボンゴシ、イペ及びジャラ
D <sub>2</sub>	D <sub>1</sub> の樹種以外のもの	

4 加工部の位置測定	
5 含水率測定	

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験
試験片の作製	1. 試料の数 薬剤の種類ごとに、土台及びその他主要部材 1 種類について 2 本ずつ抽出する。(切断法による。) 2. 試料の採取 各試料材の長さの中央付近から、試料材の厚さ及び幅が同寸法で 5mm 以上の長さの試験片 1 個を作製する。 3. 吸収量試験試料の調整 深さ 10mm、幅 5mm、長さ 20mm の木片を細かく砕いて混ぜ合わせ 1g を分析試料とする。
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。
判定基準	浸潤度：別に定める基準による。(別表 1) 吸収量：別に定める基準による。(別表 2)
備考	1. 土台、その他所定の部材に適用する。

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

	樹種区分	浸潤度
2 種	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
3 種	耐久性 D <sub>1</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 20%以上
	耐久性 D <sub>2</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上

心材の耐久性区分

心材の耐久性区分	樹種	
	針葉樹	広葉樹
D <sub>1</sub>	ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパイン	ケヤキ、クリ、クヌギ、ミズナラ、カプール、セラングンバツ、アピトン、ケンパス、ボンゴシ、イペ及びジャラ
D <sub>2</sub>	D <sub>1</sub> の樹種以外のもの	

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	A Q表示	分析成分	吸収量 (kg/m <sup>3</sup> )	
			2種	3種
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE	エトフェンプロックスとして	0.11 以上	0.06 以上
		ジプロメトキサールとして	0.08 以上	0.04 以上
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	IAAC	DDABC として	2.5 以上	—
		イダクプロリドとして	0.0031 以上	—
アゾール・ピレスロイド化合物系	CYBI	ジプロメトキサールとして	0.10 以上	二
		ピフェトリンとして	0.03 以上	二

検査項目	加工部材（加工部を除く。）の欠点測定
部材の抽出	主要な部材 3 種類について、それぞれ 5 本抽出する。
検査方法	別表に定める検査方法による。
判定基準	各欠点が別表に定める数値以下であること。
備考	

別表 加工部材（加工部を除く）の欠点の測定方法及び判定基準

【略】

検査項目	加工部の欠点測定		
部材の抽出	主要な部材 3 種類について、それぞれ 5 本抽出する。		
検査方法	節（かけ、きず、穴を含む。）は、鋼製スケール又はノギスにより測定し、腐れ及び目切れその他の欠点は、目視により判定する。		
判定基準	節	柱、はり	径比 20%以下
		その他	径比 30%以下
	腐れ		ないこと。
	目切れ		利用上支障のないこと。
	その他		利用上支障のないこと。
備考	金物工法の場合は金物用の加工部による。		

検査項目	加工部の加工精度測定
部材の抽出	継手、仕口を加工形状ごとに各 5 対抽出する。
検査方法	各 5 対をそれぞれ接合し、その精度を測定する。
判定基準	継手、仕口の差し及び受けの加工形状は同一であり、かつ、両材が密着し、緩みのないこと。機械の加工精度が許容値以下であること。

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	A Q表示	分析成分	吸収量 (kg/m <sup>3</sup> )	
			2種	3種
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE	エトフェンプロックスとして	0.11 以上	0.06 以上
		ジプロメトキサールとして	0.08 以上	0.04 以上
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	IAAC	DDABC として	2.5 以上	—
		イダクプロリドとして	0.0031 以上	—
【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】

検査項目	加工部材（加工部を除く。）の欠点測定
部材の抽出	主要な部材 3 種類について、それぞれ 5 本抽出する。
検査方法	別表に定める検査方法による。
判定基準	各欠点が別表に定める数値以下であること。
備考	

別表 加工部材（加工部を除く）の欠点の測定方法及び判定基準

【略】

検査項目	加工部の欠点測定		
部材の抽出	主要な部材 3 種類について、それぞれ 5 本抽出する。		
検査方法	節（かけ、きず、穴を含む。）は、鋼製スケール又はノギスにより測定し、腐れ及び目切れその他の欠点は、目視により判定する。		
判定基準	節	柱、はり	径比 20%以下
		その他	径比 30%以下
	腐れ		ないこと。
	目切れ		利用上支障のないこと。
	その他		利用上支障のないこと。
備考	金物工法の場合は金物用の加工部による。		

検査項目	加工部の加工精度測定
部材の抽出	継手、仕口を加工形状ごとに各 5 対抽出する。
検査方法	各 5 対をそれぞれ接合し、その精度を測定する。
判定基準	継手、仕口の差し及び受けの加工形状は同一であり、かつ、両材が密着し、緩みのないこと。機械の加工精度が許容値以下であること。

備考	金物工法の場合は金物用の加工部による。
検査項目	加工部の位置測定
部材の抽出	主要な部材 3 種類について 5 本抽出する。
検査方法	設計図書（工作図）の位置と加工部の位置とのずれを、鋼製スケールで測定する。
判定基準	部材の基準端面からの測定長のずれが±1mm 以下であること。
備考	金物工法の場合は金物用の加工部による。

検査項目	含水率測定															
部材の抽出	主要な部材 3 種類について 5 本抽出する。															
検査方法	電気式水分計を用い、試験試料の各々の竿の異なる 2 材面（背割り面を除く。）の両木口から、30cm 以上離れた箇所及び中央部の計 6 箇所を測定し、その平均値を求める（小数点以下 1 位を四捨五入する。）。															
判定基準	<p>下表の区分毎に基準数値以下であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">仕上げ材</td> <td>SD15 と表示するもの</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>SD20 と表示するもの</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">未仕上げ材</td> <td>D15 と表示するもの</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>D20 と表示するもの</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>D25 と表示するもの</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、上表にかかわらず、見えがかりの柱は全て 20% 以下であること。</p>	区分		基準	仕上げ材	SD15 と表示するもの	15%	SD20 と表示するもの	20%	未仕上げ材	D15 と表示するもの	15%	D20 と表示するもの	20%	D25 と表示するもの	25%
区分		基準														
仕上げ材	SD15 と表示するもの	15%														
	SD20 と表示するもの	20%														
未仕上げ材	D15 と表示するもの	15%														
	D20 と表示するもの	20%														
	D25 と表示するもの	25%														
備考	ただし、集成材又は単板積層材を用いる場合には、それぞれの JAS に適合したものとして、JAS マークにより確認する。															

備考	金物工法の場合は金物用の加工部による。
検査項目	加工部の位置測定
部材の抽出	主要な部材 3 種類について 5 本抽出する。
検査方法	設計図書（工作図）の位置と加工部の位置とのずれを、鋼製スケールで測定する。
判定基準	部材の基準端面からの測定長のずれが±1mm 以下であること。
備考	金物工法の場合は金物用の加工部による。

検査項目	含水率測定															
部材の抽出	主要な部材 3 種類について 5 本抽出する。															
検査方法	電気式水分計を用い、試験試料の各々の竿の異なる 2 材面（背割り面を除く。）の両木口から、30cm 以上離れた箇所及び中央部の計 6 箇所を測定し、その平均値を求める（小数点以下 1 位を四捨五入する。）。															
判定基準	<p>下表の区分毎に基準数値以下であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">仕上げ材</td> <td>SD15 と表示するもの</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>SD20 と表示するもの</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">未仕上げ材</td> <td>D15 と表示するもの</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>D20 と表示するもの</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>D25 と表示するもの</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、上表にかかわらず、見えがかりの柱は全て 20% 以下であること。</p>	区分		基準	仕上げ材	SD15 と表示するもの	15%	SD20 と表示するもの	20%	未仕上げ材	D15 と表示するもの	15%	D20 と表示するもの	20%	D25 と表示するもの	25%
区分		基準														
仕上げ材	SD15 と表示するもの	15%														
	SD20 と表示するもの	20%														
未仕上げ材	D15 と表示するもの	15%														
	D20 と表示するもの	20%														
	D25 と表示するもの	25%														
備考	ただし、集成材又は単板積層材を用いる場合には、それぞれの JAS に適合したものとして、JAS マークにより確認する。															

B-2 保存処理材－2 優良木質建材等品質性能評価基準 改正案新旧対照表（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																																																				
<p><b>B-2 保存処理材－2</b></p> <p>1. 対象となる建材の範囲 建築用製材に別途指定する薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施してある製品。</p> <p>指定薬剤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効成分</th> <th>AQ表示</th> <th>保存協会 認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アゾール・非エステルピレスロイド化合物系</td> <td>エトフェンブ<sup>®</sup> ロックス、シブ<sup>®</sup> ロコゾール</td> <td>AZE</td> <td>A-5307</td> </tr> <tr> <td>第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</td> <td>DDABC、イミダクロプリド<sup>®</sup></td> <td>IAAC</td> <td>A-5435</td> </tr> <tr> <td>アゾール・ピレスロイド化合物系</td> <td>シブ<sup>®</sup> ロコゾール、ピ<sup>®</sup>フェントリン</td> <td>CYBI</td> <td>A-5457</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。</p> <p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者</p> <p>① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上）</p> <p>② 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。</p> <p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防腐・防蟻処理試験</td> <td>1種、2種及び3種</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 寸法測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 材面の欠点測定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンブ <sup>®</sup> ロックス、シブ <sup>®</sup> ロコゾール	AZE	A-5307	第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド <sup>®</sup>	IAAC	A-5435	アゾール・ピレスロイド化合物系	シブ <sup>®</sup> ロコゾール、ピ <sup>®</sup> フェントリン	CYBI	A-5457	試験項目	性能区分	1 防腐・防蟻処理試験	1種、2種及び3種	検査項目	性能区分	1 寸法測定		2 材面の欠点測定		<p><b>B-2 保存処理材－2</b></p> <p>1. 対象となる建材の範囲 建築用製材に別途指定する薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施してある製品。</p> <p>指定薬剤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効成分</th> <th>AQ表示</th> <th>保存協会 認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アゾール・非エステルピレスロイド化合物系</td> <td>エトフェンブ<sup>®</sup> ロックス、シブ<sup>®</sup> ロコゾール</td> <td>AZE</td> <td>A-5307</td> </tr> <tr> <td>第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</td> <td>DDABC、イミダクロプリド<sup>®</sup></td> <td>IAAC</td> <td>A-5435</td> </tr> <tr> <td><b>【新設】</b></td> <td><b>【新設】</b></td> <td><b>【新設】</b></td> <td><b>【新設】</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。</p> <p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者</p> <p>① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上）</p> <p>② 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。</p> <p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防腐・防蟻処理試験</td> <td>1種、2種及び3種</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 寸法測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 材面の欠点測定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンブ <sup>®</sup> ロックス、シブ <sup>®</sup> ロコゾール	AZE	A-5307	第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド <sup>®</sup>	IAAC	A-5435	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>	試験項目	性能区分	1 防腐・防蟻処理試験	1種、2種及び3種	検査項目	性能区分	1 寸法測定		2 材面の欠点測定	
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号																																																		
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンブ <sup>®</sup> ロックス、シブ <sup>®</sup> ロコゾール	AZE	A-5307																																																		
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド <sup>®</sup>	IAAC	A-5435																																																		
アゾール・ピレスロイド化合物系	シブ <sup>®</sup> ロコゾール、ピ <sup>®</sup> フェントリン	CYBI	A-5457																																																		
試験項目	性能区分																																																				
1 防腐・防蟻処理試験	1種、2種及び3種																																																				
検査項目	性能区分																																																				
1 寸法測定																																																					
2 材面の欠点測定																																																					
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号																																																		
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンブ <sup>®</sup> ロックス、シブ <sup>®</sup> ロコゾール	AZE	A-5307																																																		
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド <sup>®</sup>	IAAC	A-5435																																																		
<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>																																																		
試験項目	性能区分																																																				
1 防腐・防蟻処理試験	1種、2種及び3種																																																				
検査項目	性能区分																																																				
1 寸法測定																																																					
2 材面の欠点測定																																																					

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験	
試験片の作製	1. 試料材の数 1 荷口からそれぞれ試料を、下表の左欄に掲げる数に応じ、同表の右欄に掲げる試料材を抽出する。(切断法による。)	
	試験荷口の大きさ	試料数
	1,000 以下	2
	1,001 以上 2,000 以下	3
	2,001 以上 3,000 以下	4
3,001 以上 4,000 以下	5	
	2. 試料の採取 各試料材の長さの中央付近から、試料材の厚さ及び幅が同寸法で 5mm 以上の長さの試験片を 1 個作製する。	
	3. 吸収量試験試料の調整 深さ 10mm、幅 5mm、長さ 20mm の木片を細かく砕いて混ぜ合わせ 1g を分析試料とする。	
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。	
判定基準	浸潤度：別に定める基準による。(別表 1) 吸収量：別に定める基準による。(別表 2)	
備考		

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

	樹種区分	浸潤度
1 種	耐久性 D <sub>1</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
	耐久性 D <sub>2</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 15mm (厚さが 90mm を超える製材については 20mm) までの心材部分の浸潤度が 80%以上
2 種	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
3 種	耐久性 D <sub>1</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 20%以上
	耐久性 D <sub>2</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験	
試験片の作製	1. 試料材の数 1 荷口からそれぞれ試料を、下表の左欄に掲げる数に応じ、同表の右欄に掲げる試料材を抽出する。(切断法による。)	
	試験荷口の大きさ	試料数
	1,000 以下	2
	1,001 以上 2,000 以下	3
	2,001 以上 3,000 以下	4
3,001 以上 4,000 以下	5	
	2. 試料の採取 各試料材の長さの中央付近から、試料材の厚さ及び幅が同寸法で 5mm 以上の長さの試験片を 1 個作製する。	
	3. 吸収量試験試料の調整 深さ 10mm、幅 5mm、長さ 20mm の木片を細かく砕いて混ぜ合わせ 1g を分析試料とする。	
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。	
判定基準	浸潤度：別に定める基準による。(別表 1) 吸収量：別に定める基準による。(別表 2)	
備考		

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

	樹種区分	浸潤度
1 種	耐久性 D <sub>1</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
	耐久性 D <sub>2</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 15mm (厚さが 90mm を超える製材については 20mm) までの心材部分の浸潤度が 80%以上
2 種	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
3 種	耐久性 D <sub>1</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 20%以上
	耐久性 D <sub>2</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上

心材の耐久性区分

心材の 耐久性区分	樹種	
	針葉樹	広葉樹
D <sub>1</sub>	ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパイン	ケヤキ、クリ、クヌギ、ミズナラ、カプール、セランガンバツ、アピトン、ケンパス、ボンゴシ、イペ及びジャラ
D <sub>2</sub>	D <sub>1</sub> の樹種以外のもの	

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m <sup>3</sup> )		
			1種	2種	3種
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE	トフェンブ ロックスとして	—	0.11 以上	0.06 以上
		ジプロザールとして	—	0.08 以上	0.04 以上
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	IAAC	DDABC として	5.0 以上	2.5 以上	—
		イダグロプリドとして	0.0062 以上	0.0031 以上	—
アゾール・ピレスロイド化合物系	CYBI	ジプロザールとして	0.20 以上	0.10 以上	—
		ピフェントリンとして	0.06 以上	0.03 以上	—

検査項目	寸法測定
試料の抽出	1 荷口から 5 本抽出する。
検査方法	厚さ、幅及び長さを鋼製スケール又はノギスで測定する。
判定基準	目視等級区分構造用製材の JAS に定める寸法の基準による。
備考	

検査項目	材面の欠点測定
試料の抽出	製材についての検査方法（第 1 種検査方法）による。（平成 17 年 10 月 12 日農林省告示第 1550 号）
検査方法	鋼製スケール、ノギス又は目視による。
判定基準	製材についての検査方法（第 1 種検査方法）による。（平成 17 年 10 月 12 日農林省告示第 1550 号）
備考	

心材の耐久性区分

心材の 耐久性区分	樹種	
	針葉樹	広葉樹
D <sub>1</sub>	ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパイン	ケヤキ、クリ、クヌギ、ミズナラ、カプール、セランガンバツ、アピトン、ケンパス、ボンゴシ、イペ及びジャラ
D <sub>2</sub>	D <sub>1</sub> の樹種以外のもの	

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m <sup>3</sup> )		
			1種	2種	3種
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE	トフェンブ ロックスとして	—	0.11 以上	0.06 以上
		ジプロザールとして	—	0.08 以上	0.04 以上
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	IAAC	DDABC として	5.0 以上	2.5 以上	—
		イダグロプリドとして	0.0062 以上	0.0031 以上	—
【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】

検査項目	寸法測定
試料の抽出	1 荷口から 5 本抽出する。
検査方法	厚さ、幅及び長さを鋼製スケール又はノギスで測定する。
判定基準	目視等級区分構造用製材の JAS に定める寸法の基準による。
備考	

検査項目	材面の欠点測定
試料の抽出	製材についての検査方法（第 1 種検査方法）による。（平成 17 年 10 月 12 日農林省告示第 1550 号）
検査方法	鋼製スケール、ノギス又は目視による。
判定基準	製材についての検査方法（第 1 種検査方法）による。（平成 17 年 10 月 12 日農林省告示第 1550 号）
備考	



C-4 防腐・防蟻処理構造用集成材－4 優良木質建材等品質性能評価基準 改正案新旧対照表（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																																																																
<p><b>C-4 防腐・防蟻処理構造用集成材－4</b></p> <p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p>構造用集成材（完成品）に、別途指定する薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施した製品。使用する構造用集成材は、JAS 認定品に限る。</p> <p>指定薬剤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効成分</th> <th>AQ表示</th> <th>保存協会認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アゾール・非エステルピレスロイド化合物系</td> <td>エトフェンプロックス、ジプロキサゾール</td> <td>AZE</td> <td>A-5307</td> </tr> <tr> <td>第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</td> <td>DDABC、イミダクロプリド</td> <td>IAAC</td> <td>A-5435</td> </tr> <tr> <td>アゾール・ピレスロイド化合物系</td> <td>ジプロキサゾール、ピフェントリン</td> <td>CYBI</td> <td><u>A-5457</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。</p> <p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者</p> <p>① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上）</p> <p>② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）</p> <p>③ 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。</p> <p>④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が集成材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。</p> <p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防腐・防蟻処理試験</td> <td rowspan="7">2種及び3種</td> </tr> <tr> <td>2 浸せきはく離試験（3と対で行う）</td> </tr> <tr> <td>3 煮沸はく離試験（2と対で行う）</td> </tr> <tr> <td>4 減圧加圧はく離試験（2及び3との択一）</td> </tr> <tr> <td>5 ブロックせん断試験</td> </tr> <tr> <td>6 曲げ試験</td> </tr> <tr> <td>7 含水率試験</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <th>検査項目</th> <th>性能区分</th> </tr> <tr> <td>1 寸法測定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会認定番号	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、ジプロキサゾール	AZE	A-5307	第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5435	アゾール・ピレスロイド化合物系	ジプロキサゾール、ピフェントリン	CYBI	<u>A-5457</u>	試験項目	性能区分	1 防腐・防蟻処理試験	2種及び3種	2 浸せきはく離試験（3と対で行う）	3 煮沸はく離試験（2と対で行う）	4 減圧加圧はく離試験（2及び3との択一）	5 ブロックせん断試験	6 曲げ試験	7 含水率試験	<hr/>		検査項目	性能区分	1 寸法測定		<p><b>C-4 防腐・防蟻処理構造用集成材－4</b></p> <p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p>構造用集成材（完成品）に、別途指定する薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施した製品。使用する構造用集成材は、JAS 認定品に限る。</p> <p>指定薬剤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効成分</th> <th>AQ表示</th> <th>保存協会認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アゾール・非エステルピレスロイド化合物系</td> <td>エトフェンプロックス、ジプロキサゾール</td> <td>AZE</td> <td>A-5307</td> </tr> <tr> <td>第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系</td> <td>DDABC、イミダクロプリド</td> <td>IAAC</td> <td>A-5435</td> </tr> <tr> <td><b>【新設】</b></td> <td><b>【新設】</b></td> <td><b>【新設】</b></td> <td><b>【新設】</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。</p> <p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者</p> <p>① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上）</p> <p>② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）</p> <p>③ 木材保存士（1名以上）ただし、防腐・防蟻処理を委託で行う場合は除く。</p> <p>④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が集成材の製造を行わない場合はこの限りではない。また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあっては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。</p> <p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防腐・防蟻処理試験</td> <td rowspan="7">2種及び3種</td> </tr> <tr> <td>2 浸せきはく離試験（3と対で行う）</td> </tr> <tr> <td>3 煮沸はく離試験（2と対で行う）</td> </tr> <tr> <td>4 減圧加圧はく離試験（2及び3との択一）</td> </tr> <tr> <td>5 ブロックせん断試験</td> </tr> <tr> <td>6 曲げ試験</td> </tr> <tr> <td>7 含水率試験</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <th>検査項目</th> <th>性能区分</th> </tr> <tr> <td>1 寸法測定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会認定番号	アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、ジプロキサゾール	AZE	A-5307	第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5435	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>	試験項目	性能区分	1 防腐・防蟻処理試験	2種及び3種	2 浸せきはく離試験（3と対で行う）	3 煮沸はく離試験（2と対で行う）	4 減圧加圧はく離試験（2及び3との択一）	5 ブロックせん断試験	6 曲げ試験	7 含水率試験	<hr/>		検査項目	性能区分	1 寸法測定	
種類	有効成分	AQ表示	保存協会認定番号																																																														
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、ジプロキサゾール	AZE	A-5307																																																														
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5435																																																														
アゾール・ピレスロイド化合物系	ジプロキサゾール、ピフェントリン	CYBI	<u>A-5457</u>																																																														
試験項目	性能区分																																																																
1 防腐・防蟻処理試験	2種及び3種																																																																
2 浸せきはく離試験（3と対で行う）																																																																	
3 煮沸はく離試験（2と対で行う）																																																																	
4 減圧加圧はく離試験（2及び3との択一）																																																																	
5 ブロックせん断試験																																																																	
6 曲げ試験																																																																	
7 含水率試験																																																																	
<hr/>																																																																	
検査項目	性能区分																																																																
1 寸法測定																																																																	
種類	有効成分	AQ表示	保存協会認定番号																																																														
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	エトフェンプロックス、ジプロキサゾール	AZE	A-5307																																																														
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	DDABC、イミダクロプリド	IAAC	A-5435																																																														
<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>	<b>【新設】</b>																																																														
試験項目	性能区分																																																																
1 防腐・防蟻処理試験	2種及び3種																																																																
2 浸せきはく離試験（3と対で行う）																																																																	
3 煮沸はく離試験（2と対で行う）																																																																	
4 減圧加圧はく離試験（2及び3との択一）																																																																	
5 ブロックせん断試験																																																																	
6 曲げ試験																																																																	
7 含水率試験																																																																	
<hr/>																																																																	
検査項目	性能区分																																																																
1 寸法測定																																																																	

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験		
試験片の作製	1 荷口から下表の左欄に掲げる防腐・防蟻処理を施した構造用集成材の本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料材を任意に抽出する。試験片は、各試料材の長さの中央付近において、試料材厚さ及び幅をそのままとし、長さ 5cm 以上の試験片を 1 片ずつ作製する。		
	試験荷口の大きさ		試料数
	1,000 以下		2
	1,001 以上	2,000 以下	3
	2,001 以上	3,000 以下	4
	3,001 以上	4,000 以下	5
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。		
判定基準	1. 浸潤度 別に定める基準による（別表 1）。 2. 吸収量 別に定める基準による（別表 2）。		
備考			

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

種別	樹種区分	浸潤度
2 種	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
3 種	耐久性 D <sub>1</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 20%以上
	耐久性 D <sub>2</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上

心材の耐久性区分

心材の 耐久性区分	樹種	
	針葉樹	広葉樹
D <sub>1</sub>	ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパイン	ケヤキ、クリ、クヌギ、ミズナラ、カプール、セランガンバツ、アピトン、ケンパス、ボンゴシ、イペ及びジャラ
D <sub>2</sub>	D <sub>1</sub> の樹種以外のもの	

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験		
試験片の作製	1 荷口から下表の左欄に掲げる防腐・防蟻処理を施した構造用集成材の本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料材を任意に抽出する。試験片は、各試料材の長さの中央付近において、試料材厚さ及び幅をそのままとし、長さ 5cm 以上の試験片を 1 片ずつ作製する。		
	試験荷口の大きさ		試料数
	1,000 以下		2
	1,001 以上	2,000 以下	3
	2,001 以上	3,000 以下	4
	3,001 以上	4,000 以下	5
試験方法	別に定める防腐・防蟻試験の試験方法による。		
判定基準	1. 浸潤度 別に定める基準による（別表 1）。 3. 吸収量 別に定める基準による（別表 2）。		
備考			

別表 1 防腐・防蟻薬剤の浸潤度判定基準

種別	樹種区分	浸潤度
2 種	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上
3 種	耐久性 D <sub>1</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 20%以上
	耐久性 D <sub>2</sub> の樹種	辺材部分の浸潤度が 80%以上、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80%以上

心材の耐久性区分

心材の 耐久性区分	樹種	
	針葉樹	広葉樹
D <sub>1</sub>	ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパイン	ケヤキ、クリ、クヌギ、ミズナラ、カプール、セランガンバツ、アピトン、ケンパス、ボンゴシ、イペ及びジャラ
D <sub>2</sub>	D <sub>1</sub> の樹種以外のもの	

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m <sup>3</sup> )	
			2種	3種
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE	エフェンブ ロックスとして	0.11 以上	0.06 以上
		ジプロコナゾールとして	0.08 以上	0.04 以上
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	IAAC	DDABC として	2.5 以上	—
		イダクプロリドとして	0.0031 以上	—
アゾール・ピレスロイド化合物系	CYBI	ジプロコナゾールとして	0.10 以上	二
		ピフェントリンとして	0.03 以上	二

試験項目	浸せきはく離試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める浸せきはく離試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める浸せきはく離試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	煮沸はく離試験と対で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	煮沸はく離試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める煮沸はく離試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める煮沸はく離試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せきはく離試験と対で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	減圧加圧はく離試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める減圧加圧はく離試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める減圧加圧はく離試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せきはく離試験及び煮沸はく離試験との択一で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

別表2 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m <sup>3</sup> )	
			2種	3種
アゾール・非エステルピレスロイド化合物系	AZE	エフェンブ ロックスとして	0.11 以上	0.06 以上
		ジプロコナゾールとして	0.08 以上	0.04 以上
第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	IAAC	DDABC として	2.5 以上	—
		イダクプロリドとして	0.0031 以上	—
【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		【新設】	【新設】	【新設】

試験項目	浸せきはく離試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める浸せきはく離試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める浸せきはく離試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	煮沸はく離試験と対で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	煮沸はく離試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める煮沸はく離試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める煮沸はく離試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せきはく離試験と対で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	減圧加圧はく離試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める減圧加圧はく離試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める減圧加圧はく離試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	浸せきはく離試験及び煮沸はく離試験との択一で行う。 試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	ブロックせん断試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定めるブロックせん断試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定めるブロックせん断試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	曲げ試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める曲げ試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める曲げ試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める曲げ性能の基準による。
備考	試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	含水率試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める含水率試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める含水率試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める含水率の基準による。
備考	試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

検査項目	寸法測定															
試料の抽出	1 荷口から下表の左欄に掲げる構造用集成材の本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料材を任意に抽出する。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上</td> <td>2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上</td> <td>3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上</td> <td>4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ		試料数	1,000 以下		2	1,001 以上	2,000 以下	3	2,001 以上	3,000 以下	4	3,001 以上	4,000 以下	5
	試験荷口の大きさ		試料数													
	1,000 以下		2													
	1,001 以上	2,000 以下	3													
2,001 以上	3,000 以下	4														
3,001 以上	4,000 以下	5														
検査方法	鋼製巻尺、ノギスにより測定する。 短辺及び長辺：材長のおおむね中央部を 1 箇所を測定する。 材長：短辺又は長辺の中央部付近の長さ方向を 1 箇所測定する。															
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める寸法の基準による。															
備考																

試験項目	ブロックせん断試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定めるブロックせん断試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定めるブロックせん断試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める接着の程度の基準による。
備考	試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	曲げ試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める曲げ試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める曲げ試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める曲げ性能の基準による。
備考	試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

試験項目	含水率試験
試験片の作製	集成材の JAS（構造用集成材）に定める含水率試験の試験片の作製による。
検査方法	集成材の JAS（構造用集成材）に定める含水率試験の試験方法による。
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める含水率の基準による。
備考	試料材の本数は、防腐・防蟻処理試験の例による。

検査項目	寸法測定															
試料の抽出	1 荷口から下表の左欄に掲げる構造用集成材の本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料材を任意に抽出する。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">試験荷口の大きさ</th> <th>試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 以下</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1,001 以上</td> <td>2,000 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2,001 以上</td> <td>3,000 以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3,001 以上</td> <td>4,000 以下</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	試験荷口の大きさ		試料数	1,000 以下		2	1,001 以上	2,000 以下	3	2,001 以上	3,000 以下	4	3,001 以上	4,000 以下	5
	試験荷口の大きさ		試料数													
	1,000 以下		2													
	1,001 以上	2,000 以下	3													
2,001 以上	3,000 以下	4														
3,001 以上	4,000 以下	5														
検査方法	鋼製巻尺、ノギスにより測定する。 短辺及び長辺：材長のおおむね中央部を 1 箇所を測定する。 材長：短辺又は長辺の中央部付近の長さ方向を 1 箇所測定する。															
判定基準	集成材の JAS（構造用集成材）に定める寸法の基準による。															
備考																

優良木質建材等品質性能評価基準 改正案新旧対照表（下線部分は改正部分）

改正後		改正前			
<b>K-1 熱処理壁用製材</b>		<b>K-1 熱処理壁用製材</b>			
1. 対象となる建材の範囲 製材品に、防腐性能及び寸法安定性を付与することを目的として、蒸気を併用して高熱処理した製品。		1. 対象となる建材の範囲 製材品に、防腐性能及び寸法安定性を付与することを目的として、蒸気を併用して高熱処理した製品。			
2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者 ① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）		2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者 ① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上）			
3. 試験・検査項目		3. 試験・検査項目			
試験項目	性能区分	試験項目	性能区分		
1 ホロセルロース定量試験		1 ホロセルロース定量試験			
2 寸法安定性試験		2 寸法安定性試験			
検査項目	性能区分	検査項目	性能区分		
1 材面の品質		1 材面の品質			
2 含水率測定		2 含水率測定			
3 寸法測定		3 寸法測定			
4. 試験・検査の方法及び判定基準		4. 試験・検査の方法及び判定基準			
試験項目	ホロセルロース定量試験	試験項目	ホロセルロース定量試験		
試験片の作製	1 荷口から下表の左欄に掲げる数に応じ、同表の右欄に掲げる数の試料を抽出する。	試験片の作製	1 荷口から下表の左欄に掲げる数に応じ、同表の右欄に掲げる数の試料を抽出する。		
	試験荷口の大きさ		試料の数	試験荷口の大きさ	試料の数
	200 以下		2	200 以下	2
	201 以上 500 以下		3	201 以上 500 以下	3
	501 以上 1,000 以下		4	501 以上 1,000 以下	4
1,001 以上 3,000 以下	5	1,001 以上 3,000 以下	5		
	試料材から 150～300 $\mu$ m の木粉を採取し、8 時間エタノール・ベンゼン抽出したものを供試木粉とする。		試料材から 150～300 $\mu$ m の木粉を採取し、8 時間エタノール・ベンゼン抽出したものを供試木粉とする。		
試験方法	亜塩素酸法（Wise 法）の改良法による。（別紙参照） 全乾にした供試木粉 1g に 0.2M 酢酸緩衝液（pH5.0）80ml を加え、さらに反応試薬として酢酸 0.2ml と亜塩素酸ナトリウム 0.6g を順に加えて、70～80℃の温浴中に浸し、1 時間おきに同量の反応試薬を追加して 5 時間反	試験方法	亜塩素酸法（Wise 法）の改良法による。（別紙参照） 全乾にした供試木粉 1g に 0.2M 酢酸緩衝液（pH5.0）80ml を加え、さらに反応試薬として酢酸 0.2ml と亜塩素酸ナトリウム 0.6g を順に加えて、70～80℃の温浴中に浸し、1 時間おきに同量の反応試薬を追加して 5 時間反		

	応させ、冷却後、重量を測定したガラスフィルター（1G3）で吸引ろ過し、105℃の乾燥器中で全乾にして得られたホロセルロースの重量を測定する。
判定基準	ホロセルロース含有率が次の数値以下であること。 スギ：60% ヒノキ：60% カラマツ：60%
備考	

別紙 ホロセルロース定量方法

【略】

試験項目	寸法安定性試験
試験片の作製	各試料材から長さ 40cm の試験片を 1 片ずつ作製する。
試験方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸せき前に各試験片の寸法を端部から 10cm 及び中央部の厚さ及び幅を 3 箇所測定する。</li> <li>・試験片を室温（10℃～25℃）の水中に 24 時間浸せきした後、70±3℃の恒温乾燥器中に入れ、器中に湿気がこもらないようにして質量が試験前の質量の 100～110%の範囲となるように乾燥する。</li> <li>・浸せき前に測定した箇所と同一箇所の寸法を測定する。</li> </ul>
判定基準	浸せき前の寸法と乾燥後測定した寸法の差が±1mm 以下であること。
備考	試料の数はホロセルロース定量試験の例による。

検査項目	材面の品質
試料の抽出	製材（機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材を除く。）押角及び耳付き材についての検査方法（昭和 42 年 12 月 8 日 農林水産省告示第 1884 号）に定める 3 の(1)による。
検査方法	鋼製スケール、ノギス又は目視による。
判定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示された材面の基準による。</li> <li>・針葉樹の構造用製材の JAS 及び製材（機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材を除く。）、押角及び耳付き材についての 3 の(2)による。</li> </ul>
備考	

	応させ、冷却後、重量を測定したガラスフィルター（1G3）で吸引ろ過し、105℃の乾燥器中で全乾にして得られたホロセルロースの重量を測定する。
判定基準	ホロセルロース含有率が次の数値以下であること。 スギ：60% ヒノキ：60%
備考	

別紙 ホロセルロース定量方法

【略】

試験項目	寸法安定性試験
試験片の作製	各試料材から長さ 40cm の試験片を 1 片ずつ作製する。
試験方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸せき前に各試験片の寸法を端部から 10cm 及び中央部の厚さ及び幅を 3 箇所測定する。</li> <li>・試験片を室温（10℃～25℃）の水中に 24 時間浸せきした後、70±3℃の恒温乾燥器中に入れ、器中に湿気がこもらないようにして質量が試験前の質量の 100～110%の範囲となるように乾燥する。</li> <li>・浸せき前に測定した箇所と同一箇所の寸法を測定する。</li> </ul>
判定基準	浸せき前の寸法と乾燥後測定した寸法の差が±1mm 以下であること。
備考	試料の数はホロセルロース定量試験の例による。

検査項目	材面の品質
試料の抽出	製材（機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材を除く。）押角及び耳付き材についての検査方法（昭和 42 年 12 月 8 日 農林水産省告示第 1884 号）に定める 3 の(1)による。
検査方法	鋼製スケール、ノギス又は目視による。
判定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示された材面の基準による。</li> <li>・針葉樹の構造用製材の JAS 及び製材（機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材を除く。）、押角及び耳付き材についての 3 の(2)による。</li> </ul>
備考	

検査項目	含水率測定
試料の抽出	1 荷口から 5 本を抽出する。
検査方法	電気式水分計（(公財)日本住宅・木材技術センター認定品に限る。）を用い、試料の各々の材の異なる 2 材面の両木口から 30cm 以上離れた箇所及び中央部の計 6 箇所を測定し、その平均を求める（小数点以下 1 位を四捨五入する。）。
判定基準	平均値が 10%以下であること。
備考	

検査項目	寸法測定
試料の抽出	1 荷口から 5 本を抽出する。
検査方法	厚さ、幅及び長さを鋼製スケール又はノギスで測定する。
判定基準	表示された寸法と測定した寸法の差が下記の数値以下であること。 ・厚さ及び幅：+1mm 以下、-0 ・材長：-0
備考	

検査項目	含水率測定
試料の抽出	1 荷口から 5 本を抽出する。
検査方法	電気式水分計（(公財)日本住宅・木材技術センター認定品に限る。）を用い、試料の各々の材の異なる 2 材面の両木口から 30cm 以上離れた箇所及び中央部の計 6 箇所を測定し、その平均を求める（小数点以下 1 位を四捨五入する。）。
判定基準	平均値が 10%以下であること。
備考	

検査項目	寸法測定
試料の抽出	1 荷口から 5 本を抽出する。
検査方法	厚さ、幅及び長さを鋼製スケール又はノギスで測定する。
判定基準	表示された寸法と測定した寸法の差が下記の数値以下であること。 ・厚さ及び幅：+1mm 以下、-0 ・材長：-0
備考	

改正後	改正前																		
<p>【略】</p> <p><u>アゾール・ピレスロイド（CYBI）処理木材</u></p> <p><u>(1) 浸潤度試験</u></p> <p><u>浸潤度試験に供する試験片は、各試験材の長さの中央部付近において、当該試験材の厚さ及び幅の状態により、5mm以上の長さを一枚ずつ採取する。</u></p> <p><u>試験片の切断面を、次に定める方法により呈色させる。</u></p> <p><u>ジチゾン 0.1g にアセトンを加えて 1000mL とした溶液を断面に噴霧又は塗布した後、表面が乾かないうちに水を噴霧又は塗布する。赤色部分を浸潤部分、緑～褐色部分を未浸潤部分とする。呈色面をカメラで撮影する場合は、30 秒以内に行う。薬剤の浸潤度は、次式により求める。</u></p> $\text{辺材部分の浸潤度（\%）} = \frac{\text{辺材部分の呈色面積}}{\text{辺材部分の総面積}} \times 100$ $\text{試験材表面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度（\%）} = \frac{\text{材表面から深さ 10mm までの心材部分の呈色面積}}{\text{材表面から深さ 10mm までの心材部分の総面積}} \times 100$ <p><u>(2) 吸収量試験</u></p> <p><u>1) 試薬</u></p> <p><u>吸収量試験に使用する試薬及びそのグレードは、下表の通りとする。</u></p> <p><u>表 試薬及びグレード</u></p> <table border="1" data-bbox="344 1230 1160 1583"> <thead> <tr> <th>試薬</th> <th>グレード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メタノール</td> <td>試薬特級</td> </tr> <tr> <td>アセトン</td> <td>試薬特級</td> </tr> <tr> <td>ヘキサン</td> <td>試薬特級</td> </tr> <tr> <td>アンモニア水（28%アンモニア水）</td> <td>試薬特級</td> </tr> <tr> <td>アセトニトリル</td> <td>高速液体クロマトグラフ分析</td> </tr> <tr> <td>蒸留水</td> <td>高速液体クロマトグラフ分析</td> </tr> <tr> <td>シプロコナゾール</td> <td>残留農薬試験用</td> </tr> <tr> <td>ビフェントリン</td> <td>残留農薬試験用</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2) 試料の準備</u></p> <p><u>試料は、各試験材の長さの中央部において採取した試験片から採取する。試料の採取に当たっては、下図 A を参考にして、試験材の 4 側面の中央部から深さ 10mm、幅 10mm、長さ 20mm の木片を採取する。なお、直径 10mm の木工用ドリルを使用して、下図 B のように試験材の 4 側面の中央部から深さ 10mm までの切削片を採取してもよい。切削する穴の数は、各面につき 3ヶ所とする。採取した木片又は切削片をミル等で細かく砕き、全量を試料として気乾状態のまま試験に供する。</u></p>	試薬	グレード	メタノール	試薬特級	アセトン	試薬特級	ヘキサン	試薬特級	アンモニア水（28%アンモニア水）	試薬特級	アセトニトリル	高速液体クロマトグラフ分析	蒸留水	高速液体クロマトグラフ分析	シプロコナゾール	残留農薬試験用	ビフェントリン	残留農薬試験用	<p>【略】</p> <p>【新設】</p>
試薬	グレード																		
メタノール	試薬特級																		
アセトン	試薬特級																		
ヘキサン	試薬特級																		
アンモニア水（28%アンモニア水）	試薬特級																		
アセトニトリル	高速液体クロマトグラフ分析																		
蒸留水	高速液体クロマトグラフ分析																		
シプロコナゾール	残留農薬試験用																		
ビフェントリン	残留農薬試験用																		



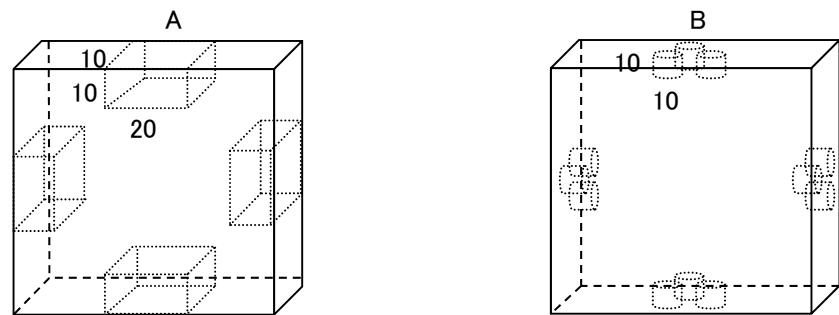


図 試料採取部位

集成材から試験片を採取する場合、優良木質建材等の品質性能試験に係わる防腐・防蟻処理試験の試験方法（別冊，平成12年6月，公益財団法人日本住宅・木材技術センター）に準じて，各ラミナから採取する。

### 3) 抽出及び試験溶液の調製

試料の全量を密栓可能な100mLガラスビンに1mgの桁まで量りとった後，メタノールをホールピペットで50mL加えて密栓し，超音波による抽出を2時間実施する。超音波照射時は，水温が40℃を超えないようにする。抽出後，試験体を室温に戻した後，内容物を孔径0.45μm以下のナイロンフィルター（フィルター径25mm）又は同等のフィルターを取り付けたシリンジを用いてろ過し，抽出溶液を得る。抽出溶液を試験溶液としてそのままHPLC分析する際，木材成分などの影響により，各有効成分のピークが不明確な場合にあっては，以下による抽出（固相抽出）を更に行う。

#### ① ビフェントリン

PSA (Primary Secondary Amine, ジーエルサイエンス株式会社) 0.5g と約2mLの抽出溶液を密栓可能な5mL容器に加えて密栓する。容器を20秒間振り混ぜた後，スポイトで中身の全量を取り出し，孔径0.45μm以下のナイロンフィルター（フィルター径13mm）又は同等のフィルターでろ過して試験溶液とする。

#### ② ビフェントリン

①による処理を行ってもなおピークが不明確な場合，以下の処理を行う。Inertsep SI 1g/6mL（ジーエルサイエンス株式会社）をアセトン4mL，ヘキサン4mLの順番でコンディショニングした後，ホールピペットを用いて抽出溶液1mLをロードする。その後，ヘキサン3mLで溶出させる。溶出液をエバポレーターや窒素ガスの吹き付けによって乾固させた後，移動相1mLに溶解させ，孔径0.45μm以下のナイロンフィルター（フィルター径13mm）又は同等のフィルターでろ過して試験溶液とする。

#### ③ シプロコナゾール

Oasis MCX 3cc/60mg (Waters) をメタノール2mL，蒸留水2mLの順番でコンディショニングした後，ホールピペットを用いて抽出溶液を1mLロードする。その後，メタノール2mL，メタノール-1Nアンモニア水(20:80, v/v) 2mLで洗浄した後，メタノール-濃アンモニア水(100:1) 3mLで溶出させる。溶出液をエバポレーターや窒素ガスの吹き付けによって乾固させた後，移動相1mLに溶解させ，孔径0.45μm以下のナイロンフィルター（フィルター径13mm）又は同等のフィルターでろ過して試験溶液とする。

### 4) HPLC 分析

3) で得た試験溶液をHPLCで分析する。

表 HPLC 分析条件

項目	分析条件	
	シプロコナゾール	ビフェントリン
標準液濃度範囲	5~100 $\mu$ g/mL (アセトニトリルで調製)	1~60 $\mu$ g/mL (アセトニトリルで調製)
分析カラム※1	Inertsil ODS-3 (ジ-エルサイェンス) 4.6mm×150mm, 粒子径 3 $\mu$ m	Kinetex C18 (Phenomenex) 4.6mm×150mm, 粒子径 5 $\mu$ m
ガードカラム	Inertsil ODS-3 (ジ-エルサイェンス) 10mm, 粒子径 3 $\mu$ m	Security Guard Ultra C18 (Phenomenex) 4.6mm ID, 粒子径 5 $\mu$ m
移動相	アセトニトリル:蒸留水=50:50(V/V)	アセトニトリル:蒸留水=75:25(V/V)
流速	1.3 mL/min	1.3mL/min
カラム温度	40℃	40℃
測定波長	221nm	220nm
注入量	10 $\mu$ L	10 $\mu$ L

※1 分離能が同等以上であれば、カラムや粒子径、カラム長を変えても差し支えない。

5) 密度及び含水率の測定

密度測定用の試験材は、吸収量試験用の試験片と隣り合わせた位置から採取する。気乾体積は、採取した密度測定用の試験片寸法をノギスで 0.01mm の桁まで測定して求める。気乾質量を 1mg の桁まで測定した同試験片を 105℃の恒温器に恒量になるまで放置し、その全乾質量を 1mg の桁まで測定する。試験片の密度及び含水率は下式により求める。

$$\text{試験片密度 } D \text{ (g/cm}^3\text{)} = W_0 / V$$

$$\text{試験片の含水率 } M_c = (W - W_0) / W_0 \times 100$$

$W_0$ : 試験片の全乾質量 (g)

$W$ : 試験片の気乾質量 (g)

$V$ : 試験片の気乾体積 ( $\text{cm}^3$ )

6) 吸収量の計算方法

有効成分の吸収量については下式により求める。

$$\text{薬剤含有率 } A \text{ (\%)} = (x \times y / 10^6) / [w \times 100 / (100 + M_c)] \times 100$$

$x$ : 検量線より算出したろ液 1 mL 中の有効成分量 ( $\mu$ g/mL)

$y$ : 抽出液量 (mL)

$w$ : 試験木粉採取時の気乾質量 (g)

$$\text{吸収量 (kg/m}^3\text{)} = A \div 100 \times D \times 1000$$

【略】

【略】